

第16回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年1月13日

大臣指示

(基本的対処方針の変更)

- 本日18時15分からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定されました。実施期間は2月7日までです。この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されました。
- 追加された2府5県については、先の1都3県と同様の対応が求められております。そのため、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、2府5県に対しても同様に実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。
- 具体的には、
  - ・ 追加された2府5県における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置の取組を継続実施することに加え、2府5県を対象エリアに含む高速道路周遊パスについては、新規申込の受付を停止すること
  - ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万

全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の推進等について協力を要請すること

- ・ 緊急事態宣言下における各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援策についての相談窓口の設置等の必要な支援を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

- ・ 省内の体制確保については、2府5県においても、在宅勤務・交代制勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにすること  
などを指示いたします。

○ なお、水際対策については、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック・レジデンストラックの運用を停止するなど、対策の強化が決定されたところであり、引き続き、関係省庁と連携して対応して下さい。

○ 最後に、基本的対処方針の変更を受け、改めて国土交通省の幹部が自ら緊張感をもってしっかり取り組んでいくべく、決意を新たにして頂きたいと思います。

○ 私からは以上です。